



# フランス最新法令情報

## 株式譲渡における 従業員への事前通知義務 不要となるか？

株式譲渡の簡素化を目的とする法案が2019年12月2日付で国民議会（下院）に提出されました。この法案が可決されれば、M&Aスキームで行われる、買収会社の株式譲渡について、対象会社の従業員への通知義務が不要になります。

現行法のもとでは、従業員数が250名以下の企業の株主は、保有する株式の譲渡に先立ち、株式譲渡が行われる旨を通知する義務を負っています。具体的には、通知を受けた従業員は、通知日から2か月間、当該株式の買受けを申込むことができます。

当該法案が提出された背景には、「従業員に事前通知することを義務付けることは、本規定が定められた2014年以降の法令の動きを鑑みると、経済の流れに逆行するばかりでなく、事業承継の足かせとなっている」との批判が根強く、今回廃止を提案するに至りました。



## 1. PACTE 法の IP 分野に関する規定について

2019年5月23日付官報に掲載され公布された「企業の成長・変革のための行動計画に関する法律」（略称「PACTE法」）には、特許に関する新たな規定が含まれており、政府が委任立法（オルドナンス）により、2015年EU商標指令2015/2436号を国内法に取込むことを許可していました。

今回、2019年11月13日付で採択されたオルドナンスおよび2019年12月9日付デクレによる施行令が制定されたことを受け、特許に関する新规定のうち、顕著なものについて下記の通り説明します。

なお、PACTE法のその他の分野に関する規定については、[2019年7月号ニュースレター](#)をご覧ください。

## SMICの見直し

### 2020年1月1日から 1.2%引上げ

2020年1月1日から、全業種一律スライド制最低賃金 (SMIC) の額面額が、週35時間の法定労働時間の場合、月1539.42ユーロ (1ユーロ120円で換算して約18万5千円) となります。具体的に、2019年度1時間の労働につき10.03ユーロだったのに対し、本年度は10.15ユーロに引き上げられます。

フランスで給与を支払う場合、原則、この金額を下回することはできません。また、労働協約及び労働協定で、これを上回る金額が規定されている場合は、当該金額を下回することはできません。

今回、SMICが引上げられたことに伴い、「パスポート・タラン (企業内転勤) ビザ」又は「パスポート・タラン (法定代表者・役員) ビザ」申請にあたり、最低でも、年 33,251.47 ユーロ又は 55,419.12ユーロの報酬を予定する必要があります。

### 1.1. 技術に関する発明保護の強化

- 実用証 (または実用新案「certificat d'utilité」) の有効期間を6年から10年に延長し、実用証出願を特許出願に切替えることが可能となります。
- 特許の仮出願制度が可能となります。出願手続が簡素化され、コスト節減につながります。さらに、仮出願により、先使用権を主張する際に重要となる「確定日付」を取得することができます。これにより、中小企業、スタートアップ、研究者などによる知的財産のアクセスが容易になると考えられます。
- INPI (フランス特許庁) に対して異議申立が可能になります。異議申立により、特許の法的安定性が高まるのはもとより、第三者による無効手続の簡素化につながります。
- 特許審査手続が強化されます。異議申立手続に加え、INPI (フランス特許庁) による特許申請の審査 (進歩性基準) の強化を図るとともに、特許制度に対する信頼を築くことが狙いです。

### 1.2. EU商標指令2015/2436号の国内法化

- 新しいタイプの商標が創設されます。商標の定義から「視覚的表現」が削除されることに伴い、MP3やMP4フォーマットのファイルを提出し、音商標、マルチメディア商標または動画商標の申請が可能になるものと思われます。
- 登録拒絶理由または無効理由が増え、原産地名称保護および地理的表示保護、ワインの伝統的表現、並びに、伝統的特産品保証などが含まれることとなります。また、

悪意の出願についても、登録拒絶または無効理由の対象となります。

- 商標が侵害することのできない**先使用权**（ドメイン名を含む）**および先行商標の内容が明確化**されました。
- **商標の無効または失効手続が新たに導入**されます。現行法の下、商標の無効または失効を求めるには、裁判所に訴えを提起する必要がありますが、今後は、無効・執行の行政手続を直接 INPI に対して行うことにより、手続の観測化・迅速化・コストダウンが図れます。

## 2. 男女平等指数：シミュレーション結果の公表義務

50 人以上の従業員を有する企業は、毎年 3 月 1 日付で、男女平等指数を試算し、自社ウェブサイト公表することが義務付けられました。同時に、かかるシミュレーションにより得られた数値を、異なるインジケータ（指標）の詳細と合わせて、社会経済委員会（CSE）および労働監督局（Direccte）に通知する必要があります。

指数は、100 ポイントを最高点とし、従業員数が 250 人を上回るか否かにより、下記の 4 ないし 5 のインジケータにより計算されます。

- 男女間の賃金格差
- 昇給した者の男女比率
- 昇進の男女比率（250 人を超える従業員を有する企業のみが対象）
- 産休・育児休暇復帰時の昇給した従業員の数
- 当該企業の報酬額上位 10 人の男女比率

シミュレーションを行う際に利用される数値は、企業の経済社会に関するデータベース（BDES）に記載されている数値です。

少なくとも 50 人の従業員を有する企業は、2020 年 3 月 1 日までにインデックスを自社ウェブサイト公表することとなります。

インデックスが 75 ポイントを下回る場合、3 年以内に **75 ポイントに到達するための是正措置**を講じる必要があります。年次または複数年プログラムによる是正措置の内容は、男女平等に関

する義務的交渉において明確化されますが、仮に合意に至らなかった場合、雇用者は、まず、社会経済委員会に諮問を行い、その後で独自の決定により定めることができます。

なお、指数が未公表の場合、あるいは、是正措置が講じられない、または、不十分である場合、当該企業は**年間給与総額の1パーセント相当の制裁金**が課せられます。

労働省は下記のウェブサイトでシミュレーションおよび支援設備を提供し、男女平等の実現に向けたサポートを提供しています。

<https://index-egapro.travail.gouv.fr/>

## フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリデスク
<b>ル ドゥサル・デヴィ</b> (パリ弁護士会所属／東京弁護士会登録)	<b>千田 多美</b> (パリ弁護士会所属)
<b>今野ブデン 泰子</b> (パリ弁護士会所属)	c/o Altana 45 Rue de Tocqueville, 75017 Paris, France
<b>TMI 総合法律事務所</b> 〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 Email : <a href="mailto:francelaw@tmi.gr.jp">francelaw@tmi.gr.jp</a> Tel : 03-6438-5511	Email : <a href="mailto:francelaw@tmi.gr.jp">francelaw@tmi.gr.jp</a> Tel : +33(0)1 7997 9723

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただきますよう、お願い申し上げます。